

写

令和3年8月24日

西条市長 玉井敏久様

西条市使用料等審議会
会長 星加隆夫

水道料金の改定について（答申）

令和3年3月19日付け、西水業第304号で当審議会に諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり改定することが妥当であるという結論に至ったので答申します。

記

西条市全体の水道料金については、2市2町の合併後16年が経過してもなお、地域間格差が残り、受益者負担の公平性が担保されていない状況である。

今後の市民生活における影響や経営状況などを総合的に勘案した結果、料金体系は口径別で統一し、西条市全体で平均改定率約1.1パーセントの料金値上げの改定を行う料金統一が妥当であると考える。

また、水道料金の改定等（案）については、次のとおり実施することとされたい。

- 1 料金体系については、料金単価の設定基準が明確で客観的な区分判定が可能であり、なおかつ費用負担の公平性を確保できるため、口径別で統一すること。
- 2 水道料金については、平均改定率が、西条地区は約4.6パーセントの値上げ、東予地区は約3.1パーセントの値上げ、丹原地区は約1.8パーセントの値下げ、小松地区は約8.7パーセントの値下げの改定を行い、統一すること。
- 3 一般公衆浴場については、他市の状況や物価統制令等を鑑み公衆浴場用料金を採用すること。
- 4 手数料等については、原価計算に基づいたものとすること。また、わかりやすいものとすること。

付帯意見

- 1 水道使用者に向けた積極的な情報発信、広報の充実を行い、料金改定について十分な理解と同意を得られるよう努められたい。
- 2 今後の水道料金については、西条市水道事業経営戦略に基づく4年ごとの料金の見直しを行い、持続可能な水道事業経営に努められたい。